

官報

号外

昭和二十七年六月四日

第十三回 参議院會議錄第四十七号

昭和二十七年六月四日(水曜日)午前十一時八分開議

議事日程 第四十六号

昭和二十七年六月四日

午前十時開議

第一 水産資源保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 長期信用銀行法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 因縁適合への加盟について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 穴水、飯田阿駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第六 荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第七 浜原、十日市阿駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第八 白棚鉄道復活に関する請願 (二件) (委員長報告)

第九 辺富内線鉄道完成促進に関する請願 (委員長報告)

第一〇 雄武、枝幸阿駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一一 岡崎、多治見阿駅間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)

第一二 日南線全通促進に関する請願(二件) (委員長報告)

第一三 岩手県登米郡横貫鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一四 湯本線鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)

第一五 掛川町、御前崎港間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一六 姫路駅改築工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一七 佐賀県島棚町に鉄道管理局設置の請願 (委員長報告)

第一八 元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願 (委員長報告)

第一九 島根県宅野港防波堤復旧工事施行に関する請願 (委員長報告)

第二〇 日本海浮遊機雷に対する対策強化促進の請願 (委員長報告)

第二一 浜原、十日市阿駅間鉄道敷設促進に関する陳情 (委員長報告)

第二二 甲府、長野阿駅間鉄道電化に関する陳情 (委員長報告)

第二三 わら工品等の鉄道貨物運賃割引期限延長に関する陳情 (委員長報告)

第二四 菓子等の鉄道貨物運賃等級引下げ等に関する陳情 (委員長報告)

第二五 国鉄入札制改正に関する陳情 (委員長報告)

第二六 静岡県蒲原海岸防潮堤防修築工事国鉄負担金支出に関する陳情 (委員長報告)

第二七 木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法等制定の陳情(六件) (委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 赤松 常子君

大蔵委員 波多野 鼎君

予算委員 中川 幸平君

決算委員 玉柳 實君

議院運営委員 澤淵 春次君

同 上原 正吉君

同 中川 幸平君

同 石村 幸作君

同日議長において、常任委員の補欠を

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

内閣委員 波多野 鼎君

大蔵委員 赤松 常子君

予算委員 中川 幸平君

決算委員 玉柳 實君

議院運営委員 澤淵 春次君

同 木村 守江君

同 草葉 隆圓君

同 石川 榮一君

同 三輪 貞治君

同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 木村 守江君(木村守江君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

飼料供給調整法案(井上良二君外九十五名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(八木一郎君外二百六十八名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

水産資源保護法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路法案

道路法施行法案

宅地建物取引業法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公務員法の一部を改正する法律案

ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路法

道路法

道路法施行法

宅地建物取引業法

地方公務員法の一部を改正する法律案

ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

去る五月三十日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

資源庁長官 山地 八郎君

一昨二日内閣総理大臣から、資源庁長官山地八郎君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨三日人事委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 草葉 隆圓君(宮田重文君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

農林省設置法等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案可決報告書

長期信用銀行法案可決報告書

因縁適合への加盟について承認を求めるの件議決報告書

厚生委員会請願審査報告書第四号同特別報告第四号

厚生委員会陳情審査報告書第四号同特別報告第四号及び第五号

昭和二十七年六月四日 参議院會議錄第四十七号 議長の報告

昭和二十七年六月四日 参議院會議録第四十七号 會議 アジア貿易の促進に関する緊急質問

同日衆議院議長から、同院は日本国有鉄道監理委員会委員に佐藤喜一郎君及び工藤義男君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
同日内閣総理大臣から、厚生省公衆衛生局長山口正義君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

(栗山良夫君発言の許可を求む)

○議長(佐藤尚武君) 栗山良夫君。

○栗山良夫君 私はこの際、アジア貿易の促進に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢嶋三義君 私は只今の栗山君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 栗山君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。栗山良夫君。

(「栗山良夫君登壇、拍手」)

○栗山良夫君 私はこの機会に、アジア貿易の促進に關して、首相以下閣僚大臣にその所信を伺いたいのであります。

戦後貿易が不振になりますと、常に中共貿易促進の音が経済界に起つて参つたのでありますが、このたびは未だ曾つてない熱意を以て、或いは公々然と、或いは默々として、各方面にその具體的促進の音が起つておるのではありません。このことは、貿易を以て國を立てようとした我が國が、世界的経済不況の余波を受けまして、貿易の規模はますます縮小され、又割高な輸入

原料のために、事業そのものの危機に達せざるを得ないような、非常な困難に直面してゐるからであります。今や中共貿易の促進運動をば、社会党の宣伝など色目を以てこれを見送ることを許さない、深刻な経済界、労働界の問題となつてゐるのであります。若し政府におきまして、この声を一笑に付するがごとき態度がありましますならば、それこそ國民の生きたがための強い要望を無視する政府の独断的な態度であると申さざるを得ないのであります。従つて、政府は率直に且つ建設的に意見を盡して答へられたいのであります。

先ず私は中共貿易に対する政府の基本的な態度に對して伺いたひのであります。吉田首相は去る一月二十八日の本會議におきまして、千葉君の質問に答へられ、「中共貿易は全貿易の六分又は五分に過ぎないのであります。戦後は全然ないと言つてもいいくらいに中共貿易であつて、なお且つ日本は減びずして済んで来たのであります」と答へておられますが、政府の言う和解と信頼の講和條約が発効したし何だ今日の我が國の経済状況は如何でありますしやう。外交的に、軍事的に、又政治的には、いわゆる独立後の今日でもなお大変に米國のお世話になつておられますけれども、経済的には米英等を競争相手としての立場をとり、あの強力なドルとポンドと自立的な競争をせざるを得なくなつておるのであります。最近の我が國の貿易は輸出入とも非常に低調でありまして、本年度の輸出計画は予定の八〇%にも達しないのではなないかと憂慮をせられておるのであります。ドル地域では米國の關稅引上げ運動及び米國における鉄鋼等の需要緩和によりまして、我が國の輸出減退の空氣は強いのであります。又ポ

ンド地域にありましては輸出入とも不振を極めておりまして、遂に本年四月末の手持ちポンドは一億二千万ポンドに達したのであります。又オーブン・アカウンツ地域におきましては、現在通商協定の改訂交渉中のものが多いのであります。貿易規模は更に縮小が予想されておるのであります。こうして我が國の現況は弱經濟のままで先進國の強い經濟の中に裸かた立たされておるのであります。従つて世界的に優秀な我が國の機械機械なども輸出がとまりまして、七万人に及ぶところの關係労働者は失業の一步手前にあるのであります。モスコにおきましてこの世界經濟會議の動きとその成果が大きな波紋を我が國内に投げかけましたところの事實、油類製造業者が割安有利な中共大豆の輸入を希望しております事實、日本貿易會が去る五月二十八日の總會におきまして中共貿易の促進問題を協議いたしました事實、更に伊藤忠、榊原物産、東西交易、安川電機、淀川製鋼、その他の商社が中共貿易の打診を行つておられます事實などは、まさに吉田首相の言われる、中共貿易がなくなると日本は滅びなれ、という言明が偽りでありまして、自由であるべき通商の禁止制限がありましては日本經濟が立ち行かないことを事實を以て証明しておるのであります。日本經濟の發展は眼前から外國依存であり、殊に中國との貿易は死活的に重要意義を有してゐるのであります。鉄鉱石、粘結炭、工業塩など、日本は重工業、化学工業に不可欠の原料は、殆んど中國依存でございまして、食糧、大豆等の食料や、飼料も、運賃、價格の割安な中國からの輸入であつたわけでありまして、殊に岡崎外務大臣は五月二十八日の衆議院外務委員會におきまして、「中共は國府と一体と

なるまで、おつきあひはできない。特に朝鮮の和平未解決の今日、輸出制限の緩和を行なつて、自由國家群の足並みを乱してはいけない。むしろ率先して自由國家の先鋒に立つてその足並みを固めて行きたい」と述べられたのであり、更に昨日の外人記者団との会見におきましては、これを確認せられたと同時に、目下中共貿易促進のため努力をしておる通産省も又外務大臣と同じ意見であるとの追討をかけられておるようであります。まるで、どこかの生活の豊かな外國の外務大臣の言葉のごとくに、私の耳には響くのであります。吉田首相及び外務大臣は、今日のこの苦しい經濟事情を直視して、なお且つ中共貿易不要論を強弁しようとしておられるのか。或いはその必要性を痛感しておられるのか。經濟的援助も打ち切られまして、自由國家群からも對等の交易を要請せられておる困難な立場にある日本の政府の首相、外務大臣としての所信を、改めて私は伺いたいと思ふのであります。

第二は、貿易の制限管理に關してでございます。今日中共貿易を法的に阻んでおられますものは、申すまでもなく米國のバトル法と日本の輸出貿易管理令であります。バトル法は一九五一年十月二十六日成立した相互防衛援助統制法によりまして、米國の援助を受ける國は共產主義國に對して重要物資を輸出し得ないことを規定した法律であることは御承知の通りであります。ところがバトル法の禁止品目には、第一章に定められておりますA級物資とB級物資を含み、A級物資は兵器、彈藥、原子力物資等の明瞭な戰略物資でありまして、絕對禁止品目であります。B級物資は進戰略物資でありまして、異常な必要の場合には例外が許されておるのであります。B級

物資ですら例外が認められておるのであります。現在中共貿易は全面的に禁止をせられておられますこと、及びバトル法の中で個々の援助國と交渉をいたしまして禁輸をきめる品目が列挙をされておられますところのバトル法の第二章が、我々に発表されておられませんことは、了解に苦しむのであります。殊に我が國が現バトル法ですら米國との交渉如何によりましては緩和の余地を有しておるのにもかかわらず、却つてみずから好んで輸出貿易管理令を以て輸出制限の枠を拡大し、平和産業物資である紡織機その他の機械、針布、亜鉛鉄板、薄鉄板のごときのもまで全面的に禁輸の態勢にありまことは、不可解至極であります。バトル法そのものの緩和は別として、バトル法の線まで緩和すれば、今まで輸出不能であつた繊維、紙、化学藥品及び医薬品、肥料、機械、木材、糧詰、みかん、寒天、除虫菊等に至るまで輸出が可能となるのであります。

西ドイツにおいては、五月六日、滿場一致、國會において東西貿易の障害となつておる一切のものを排除することを決定し、直ちに中國に代表を派遣することを併せて決定したのであります。去る三十日のUP電報によれば、アメリカの多くの消息通は「日本の經濟をこのままにしておけば、その結果、日本は中共及びソ連と広範圍な通商せねばならなくなるであらう。日本を米國側に引きつけておくためには、引續き長期に亘つて米國の經濟援助をしなくてはならないであらう」と信じている」と報じております。アメリカですら、このままでは日本はやつて行けないと言つておられますのに、日本の政府が中共貿易がなくともやつて行けると言ふことは、一体どういふわけでありませうか。独立後の日本政府として

は、米國への遠慮からとすれば美に不
甲斐ないことである。又本当にか
くあるべしと信じているとすれば、も
はや日本の政府としては、苦しみ抜い
ている國民の信頼を置くことは困難で
ありましよう。我が國は独立によつて
輸出の管理権は日本へ委譲されたので
ありますから、先ず真先に貿易輸出管
理令を廢棄すると共に、バトル法第二
章を公表し、個々の品目について米國
と強力な交渉を行なつて、輸出品目の
大規模和を実現して、國民の信頼に
応えるべきでありましよう。従つて私は
外務大臣に対して、バトル法の緩和と
輸出管理令廢棄に関する國民の要望に
具體的にどうして応えられるかを伺
いたしたいのであります。応えられ
ないといひますならば、その理由を
明白に承りたいのであります。

又去る三月六日、企業合理化促進法
案の審議に當りまして、私は真の中小
企業対策は中共貿易の打開にあるとい
ふことを信念をいたしました。高橋大
臣にお伺ひいたしましたところ「バ
トル法の制限外のものを中心等へ輸出
することは私も同意見である。今後で
きるだけの措置をとりたい」と答えら
れておりますが、現在高橋大臣はど
ういう工合に考えておいでになります
かを伺いたないのであります。

第三は中共貿易協定の調印に關して
であります。目下北京にある帆足、宮
腰、高良の三氏は、去る二十日から中
國貿易關係當局と中日バーター貿易に
關しまして交渉中でありましたが、北
京電報によりますと、六月一日午前
十時、北京の中國國際貿易促進委員
會の會議室において、中共代表南漢宸中
國國際貿易促進委員長との間に、輸出
入三千萬ポンドに及ぶ中日貿易協定に
調印を完了したと報じております。こ
の報が一たび我が國內に伝わりま

や、早天に慈雨を得た喜びの中で全國
各地に被叙を描いております。長く待
望して來ました中共貿易もいよいよ具
體化の域まで到來いたしました。この
機會に政府の積極的な対策を求める空
氣が強いのであります。政府の意向に
反して勇敢にソ連國入りをしたしまし
た帆足、宮腰、高良の三氏に對しまし
て、我が國民がこれを支持してゐる氣
持は、この成果を期待した故であらう
と信ずるのであります。然るに政府筋
の一部には、政治的な中共の平和攻勢
だといひまして、一笑に付さんとし
る動きもありましよう。そしてモスクワ
經濟會議で二千萬ポンドの中共貿易協
定を締結いたしました英國が、中共地
區の商社の引揚げを断行せざるを得な
くなつたではないかと、反對理由の引
合ひに出してゐる向きがございま

易促進とは何ら直接の關係はないので
あります。我が國はこの機會をつか
んで、多少の困難はあるにいたしまし
ても、積極的の乗り出して必要な措置を
講ずるのが、政府の当然行すべき任務
であるとは考へます。万事あなただ
せで、帆足氏は二氏の拂つた具體的
な且つ建設的な努力に對してまで、否
定と野次を以て応酬せられるようなこ
とがありまざるならば、政府の氣持は
それで收まるかも知れませんけれども
も、經濟的苦難に直面してゐる國民の
氣持は断じて收まらないのでありま
す。殊に中國は、昨年一月西歐諸國に
對抗して、ソ連國に依存的なために、
貿易管理暫行弁法及びバーター貿易暫
行弁法を公布いたしました。この時間超
過と呼ぶべきあり輸入先行方式を採用
したのであります。今國自由國家群
との貿易促進に關して、この六月には
輸出先行方式に切替へる、及び外
貨資金不足の対策として、ポンド決済
による石炭、大豆の輸出を計圖するな
ど、その政策の転換を図りつつありま
す。この政策の転換の成否は實に我が
國の熱意如何にかかつておると稱して
過言でございせん。そこで私は、首
相及び外務、通商兩大臣に、それら
の立場から次の三點を特に具體的に伺
いたないのであります。

第一點は、今回の中國と帆足氏等と
の間に調印せられた貿易協定につきま
して、政府は日本國內及び關係各國に
與えた反響をどのように把握し理解
しておられるかといふことでありま
す。

第二點は、帆足氏は二氏が歸國を
いたしました場合に、協定の具體的促
進を図るために政府として公式會見を
せられる用意があるかどうか。(ある
もんかと呼ぶべきあり)或いは又民間貿
易といひまして側面援助をする用意

があるかどうかを伺いたないのでありま
す。

第三點は、この協定が具體化したし
ますためには、品目の決定につ
いて、バトル法の緩和、貿易管理令の廢
棄等の措置を必要としたまはするが、
その具體的な努力をせられる用意があ
るか。又高橋通商大臣は、昨日の衆
議院における田中議員の質問に答えら
れて、この協定に對しては取引
の點が明らかにされてゐない。決済の
點が明らかにせられていない」と言わ
れましたけれども、協定の第三條に
は、取引はバーターにより、而してそ
の價格の計算は英ポンドによつて行
うといふことが明記されておるのであり
ます。どういふ理由を以ちまして取引
の方法が明らかにせられないと言われ
たのかを伺いたないのであります。

以上で私は質問を終ります。が、一
刻も早く中共貿易が具體化したしま
して、我が國の貿易規模が拡大いたし
ますと共に、中國から割安な鉄鉱石、
粘結炭、大豆、落花生等を輸入いたし
まして、原料高と運賃高とで國際競争
から落伍をし、危機に押進められつ
てありますところの我が國の經濟を、
抜本的な、そして極く自然的な形に
取戻されんことを強く政府に要望いた
すものであります。(拍手)

○國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手
○國務大臣(岡崎勝男君) 答へをい
たします。

外國貿易に對する依存度の高い我が
國といひましては、世界の政治情勢が正
常化し、あらゆる國と自由に貿易が
できるような事態になることを望ん
でおることは勿論でございします。(本
當か「口先だけだ」と呼ぶべきあり)併
しながら中共との貿易につきましては、
現在國際連合がこれを侵略國とみな
し、對中共戰略物資禁輸決議を行なつ

ておるのでありまして、我が國として
は平和維持に重大な関心を持ち、殊に
日本は最も近い地域において國際連合
が活動している今日、これを全面的に
援助し協力して行くのは當然であり
して、(「アメリカの番頭」と呼ぶ者
あり)輸出制限措置の緩和等を考へるこ
はできないのであります。最近我が國
の貿易が不振の傾向にあることは私も
認めておりますが、現に世界の自由
諸國が中共向けの禁輸を実施している
今日、伝えられるようないゆる平和
攻勢に乗せられて自由國家群の足並み
を乱すべきではなく、むしろ日本とし
ては、朝鮮動亂が日本の治安に重大な
影響があることに鑑みまして、自由國
家群の足並みを積極的に固めて行くべ
きであると考えております。(拍手)従
つて政府としては、現行輸出貿易管理
令を緩和するといふようなことは毛頭
考へておりません。(とんでもないこ
とだと呼ぶ者あり)但し我が國の禁輸
品目と他の國々の禁輸品目との間に若
千の食い違ひがありますので、この點
を調整することは考へられるのであり
ます。

又先ほどUPの電報をお引きになつ
て、アメリカは全部こう考へてゐると
いふようなお話でありましたが、私はUP
の電報だけでアメリカ全國の人々の
考へを推測するわけには行かんと考へ
ております。(その通り)と呼ぶ者あ
り)又中共との貿易に關する政府の方
針は只今申した通りであります。か
ら、今同北京で二、三の人が何を一
代表し、又どういふ調印を行なつたか
は知りませんけれども、この政府の方
針に反するやうなことは、政府として
は認めるわけには行かないし、これを助
長する考へはないのであります。國民
は現在の國際情勢の下におきまして、
中共との、中共の戰力を増強するがご

一〇一八

た。従つて水産資源保護法中の港灣区域も当然に港灣法の一部改正に合致させる措置を講ずる必要がありますので、水産資源保護法中第十八條第一項の、その区域外百メートル以内の区域を含むということとを削るといふのであ

ります。この修正案に對しまして千田委員より賛成意見が陳述されました。かくて採決に入りましたところ、修正箇所は採決は全会一致を以て可決し、又修正を除いた部分の原案に對しましても、これ又全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三本治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第二、長期信用銀行法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

長期信用銀行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長 林 讓治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

長期信用銀行法案

長期信用銀行法

(目的)

第一條 この法律は、長期金融の円滑を図るため、長期信用銀行の制

度を確立し、その業務の公共性にかんがみ、監督の適正を期するとともに、銀行業務の分化により金融制度の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「長期信用銀行」とは、第四條第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

(資本の額)

第三條 長期信用銀行は、資本の額が五億円以上の株式会社でなければならない。

(營業の免許)

第四條 預金の受入に代へ債務を発行して設備資金又は長期運転資金に關する貸付をすることを主たる業務として営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

第五條 大蔵大臣は、免許を申請した者の人的構成及び事業収支の見込、経済金融の状況その他を勘案し長期信用銀行法の業務を行うにつき十分な適格性を有するものと認められた場合に限り、前項の免許をすることが出来る。

(商号)

第五條 長期信用銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

第六條 長期信用銀行は、左に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に關する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受

二 國債、地方債、社債その他の債

券、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得。但し、社債その他の債券(政府が元本の償還及び利息の支拂について保証しているものを除く)、株式又は出資証券については、売上の目的で取得する場合を除く。

三 預金の受入。但し、国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの預金の受入に限る。

四 為替取引

五 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

六 前各号に掲げる業務に附随する業務

第七條 長期信用銀行は、前項に掲げる業務の外、同項の業務に妨げのない範囲において、設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六箇月をこえるものをいう。以下同じ)に關する不動産を担保とする貸付を、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相當する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六箇月以下のものをいう)に關する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受をすることが出来る。

第八條 長期信用銀行は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により、担保付社債に關する信託業務を営むことができる。

第九條 長期信用銀行は、前各項に掲げる業務以外の業務を営むことができない。

第十條 長期信用銀行は、左に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に關する貸付等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るた

め、確実な担保を徴し、又は分割して弁済させる方法をとる等特別の考慮をしなければならぬ。

(債券の発行)

第八條 長期信用銀行は、資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ)の合計金額の二十倍に相當する金額を限度として、債券を発行することが出来る。

(債券の発行)

第九條 長期信用銀行は、その発行した債券の償還のため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することが出来る。

第十條 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

第十一條 長期信用銀行は、債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

第十二條 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者

又は所有者の請求により記名式とすることが出来る。

第十三條 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、売上の方法によることが出来る。この場合においては、売上期間を定めなければならない。

第十四條 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

第十五條 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

六 商法第三百五條第一項(社債の登記)の期間は、債券の売上期間満了の日から起算する。

七 長期信用銀行は、売上の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売上期間

二 債券の総額

三 数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

第八條 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることが出来る。

第九條 長期信用銀行が発行する債券の登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ)を登記すれば足りる。

第十條 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

第十一條 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者

又は所有者の請求により記名式とすることが出来る。

第十二條 長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、売上の方法によることが出来る。この場合においては、売上期間を定めなければならない。

第十三條 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

第十四條 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

六 商法第三百五條第一項(社債の登記)の期間は、債券の売上期間満了の日から起算する。

七 長期信用銀行は、売上の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売上期間

二 債券の総額

三 数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

10 長期信用銀行が発行する債券に

ついては、変更の登記をすること
を要しない。但し、その総額の償
還があつたときはその登記をし、
且つ、毎年三月末におけるその償
還を終らない金額の合計金額を本
店の所在地においては四週間に
内、支店の所在地においては五週
間以内に登記しなければならない。

11 売出の方法により発行する債券

の登記の申請書には、非訟事件手
続法(明治三十一年法律第十四号)
第九十一條第二項第二号(社債
の引受を証する書面)の書面に代
え、左の各号に掲げる書類を添附
しなければならない。

一 売出期間内における売上総額
を証する書面
二 第七項に規定する公告をした
ことを証する書面

12 第九項及び第十項の規定は、長

期信用銀行がその目的を変更して
他の業務を営む会社として存続す
る場合又は長期信用銀行でない会
社が合併若しくは營業の譲受によ
り長期信用銀行の債券を承継した
場合において、第九項の規定によ
り登記した債券について準用す
る。

(債券の消滅時効)

第十二條 長期信用銀行が発行する
債券の消滅時効は、元本について
は十五年、利子については五年で
完成する。

(通貨及証券模造取締法の適用)
第十三條 通貨及証券模造取締法
(明治二十八年法律第二十八号)

は、長期信用銀行が発行する債券
の模造について準用する。

(合併異議の催告)

第十四條 長期信用銀行が合併の決
議をした場合において、商法第百
條第一項(合併異議の公告及び催
告)の規定によつてしなければならない
催告は、債券の権利者又は
預金者に対してはすることを要し
ない。

(銀行との合併等)

第十五條 長期信用銀行は、合併に
より銀行業又は貯蓄銀行業に属す
る契約に基く権利義務を承継した
場合において、その契約が当該長
期信用銀行の営むことができない
業務に属するときは、その契約で
期限の定めのあるものは期限満了ま
で、期限の定めのないものは承継の
日から一年以内の期間に限り、そ
の契約に関する業務を継続するこ
とができる。銀行(銀行法に規定
する銀行をいう。以下同じ)が長
期信用銀行となつた場合におい
て、従前の業務に属する契約のう
ち当該長期信用銀行の営むことが
できない業務に属するものがある
ときも同様である。

2 貯蓄銀行法(大正十年法律第七
十四号)第九條(供託)及び第十條
(優先弁済)の規定は、前項の規定
により貯蓄銀行の業務を継続する
長期信用銀行について準用する。

(他業会社への転移等)
第十六條 長期信用銀行がその目的
を変更して他の業務を営む銀行以
外の会社として存続する場合にお
いて、従前の債券及び預金の債務
が残存するときは、大蔵大臣は、
その債務を完済するまで、その債
務の総額を限度として財産の供託

を命じ、又は債券の権利者及び預
金者の保護を図るため必要な範囲
において、資産の管理若しくは運
用につき命令をすることができ
る。合併により長期信用銀行及び
銀行以外の会社が長期信用銀行の
債券及び預金の債務を承継した場
合も同様である。

2 銀行法第二十條(報告)及び第二
十一條(検査)の規定は、前項に規
定する場合において、長期信用銀
行に係る債券及び預金の債務を完
済するまで、長期信用銀行の業務
を営んでいた会社並びに長期信用
銀行の債券及び預金の債務を承継
した会社について準用する。

(銀行法の適用)

第十七條 銀行法の規定は、同法第
一節から第三節まで(定義、營業
の免許、資本の額)、第四節(商
号)、第五節(他業の禁止)、第八
節(準備金)、第十五節(合併異議
の催告)、第十七節(貯蓄銀行との
合併)、第二十六條(他業会社への
転移)、第三十三條から第三十六條
まで(罰則)及び附則の規定を除く
外、長期信用銀行について準用す
る。この場合において、同法第三
十二條第一項(外国銀行の支店等
設置の免許)中「銀行」とあるの
は「長期信用銀行ノ業務ヲ営ム會
社」と、第二條とあるのは「長
期信用銀行法第四條」と、同法第
二項(外国銀行に関する特則)中「本
法」とあるのは「長期信用銀行法」
と、第三條乃至第六條、第八條、
第十二條乃至第十七條、第二十五
條及第二十七條乃至第三條」とある
のは「同法第三條、第五條、第六

條第四項、第十四條及第十五條並
ニ第六條、第十二條乃至第十四
條、第十六條、第二十五條及第二
十七條乃至第三條」と読み替へるも
のとす。

(銀行との関係)

第十八條 長期信用銀行は、銀行法
にいう銀行ではない。但し、銀行
法及びこれに基く命令以外の法令
において「銀行」とあるのは、別段
の定めがない限り、長期信用銀行を
含むものとする。

(実施規定)

第十九條 この法律による免許又は
認可に関する申請、届出及び業務
報告書その他の書類の提出の手續
その他この法律を實施するため必
要な手續は、大蔵省令で定める。

(罰則)

第二十條 左の各号の一に該当する
場合には、その違反行為をした長
期信用銀行の取締役、監査役、支
配人又は清算人(第十七條におい
て準用する銀行法第三十二條第二
項(外国銀行に関する特則)の規定
により長期信用銀行とみなされる
者)については、その代表者又は残
務の取扱者は、一年以下の懲役若
しくは十万円以下の罰金に処す
る。

一 第十七條において準用する銀
行法第十條(業務報告書)の規定
による業務報告書又は第十二條
(監査書)の規定による監査書の
不実の記載その他の方法により
官庁又は公衆を欺もうとしたと
き。
二 第十七條において準用する銀
行法第二十一條(検査)の規定に

よる検査に際し、帳簿書類の隠
べい、不実の申立その他の方法
により検査を妨げたとき。

第二十一條 長期信用銀行の取締
役、監査役、支配人又は清算人(第
十七條において準用する銀行法第
三十二條第二項(外国銀行に関する
特則)の規定により長期信用銀行
とみなされる者)については、そ
の代表者又は残務の取扱者が、
その長期信用銀行の業務に關して
前條の違反行為をしたときは、そ
の行為者を罰する外、その長期信
用銀行に対しても同條の罰金刑を
科する。

第二十二條 左の各号の一に該当す
る場合には、その違反行為をした
長期信用銀行の取締役、監査役、
支配人又は清算人(第十七條にお
いて準用する銀行法第三十二條第
二項(外国銀行に関する特則)の規
定により長期信用銀行とみなされ
る者)については、その代表者又は
残務の取扱者は、一万円以下の過
料に処する。

一 第六條第四項の規定又は第十
七條において準用する銀行法第
三條の二(無額面株式の発行禁
止)、第六條(業務変更)、第七條
(代理店の出張所等設置の禁止)
若しくは第十三條(役員員の兼職
制限)の規定に違反したとき。
二 第十五條第二項において準用
する貯蓄銀行法第九條(供託)の
規定に違反したとき。
三 この法律により長期信用銀行
に備えて置くべき書類を備えて
置かず、若しくは大蔵大臣に
提出すべき書類の提出を怠り、
又はこれに記載すべき事項を記

載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第十六條第一項の規定又は第十七條において適用する銀行法第二十二條業務の停止等、第二十三條(免許の取消等)若しくは第二十九條(清算の監督)の規定による大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したとき。

附則

1 この法律中附則第二項の規定○及び附則第十四項中「中央金庫法(大正〇は公布の日から、その他の規定は、公布の日から一年以内で政令で定める日から施行する。

2 この法律公布の日において、銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)に基き現に債券を発行している銀行が、この法律施行(この項以外の規定の施行をいう。以下同じ)の日までに、大蔵大臣に対し、書面をもつて長期信用銀行となることを希望する旨の届出をした場合に、その資本の額が、この法律施行の日において五億円以上であるときは、当該銀行は、同日において、第四條の免許を受けたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第四條の免許を受けたものとみなされた銀行がある場合において、その商号及び住所を、この法律施行後遅滞なく、官報で公告しなければならない。

4 銀行等の債券発行等に関する法律は、廃止する。

5 旧銀行等の債券発行等に関する法律(以下「旧債券発行法」という。第十一條第四項から第七項まで)

で(優先株式発行の手続)並びに同法第十二條第三項(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外)及び同法第十三條から第十五條まで(優先株式の消却及び準備金)の規定は、この法律施行の日から五年以内で政令で定める日まで、この法律施行後も、なお効力を有する。

6 旧債券発行法は、この法律施行前に旧債券発行法により発行した債券及び国が引き受けた優先出資に關しては、この法律施行後も、前二項の規定により旧債券発行法が効力を失う以前に同法又は第十項の規定により国が引き受けた優先株式に關しては、同法が前二項の規定により効力を失つた後も、なおその効力を有する。

7 当分の間、長期信用銀行(この法律公布の日において銀行であつた者で長期信用銀行となつたものを除く)は、第四條の免許を受けた日から五年を経過した日を含む営業年度の末日までに限り、第八條の規定にかかわらず、資本及び準備金の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として債券を発行することができる。

8 長期信用銀行が、この法律施行の日から一年以内に、旧債券発行法に基き現に債券を発行している銀行から当該銀行の債券を承継した場合においては、その債券を承継した日から十年を経過した日を含む営業年度の末日までの間、第八條又は前項に規定する債券の発行限度の計算については、その承継した債券の券面金額に相当する

金額に大蔵大臣が定める割合を乗じて得た金額は、債券発行高に算入しない。

9 前項の割合は、毎営業年度、当該長期信用銀行の資本及び準備金の金額並びに債券発行高等を勘案して定めるものとする。

10 当分の間、国は、長期信用銀行が発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、利益をもつて消却することができるもの(以下「優先株式」という)を引き受けることができる。

11 商法第二百四十二條第二項(無議決権株の總數)の規定は、前項の規定により国が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

12 第十項の規定により国が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

13 第十項の規定により国が引き受ける優先株式の発行及び消却、当該優先株式に対する配当、当該優先株式の消却に伴い積み立てられる準備金並びに当該準備金その他の準備金との関係については、第五項の規定によりなお効力を有する旧債券発行法第十一條第四項から第七項まで(優先株式発行の手続)並びに同法第十二條第三項(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外)及び第十三條から第十五條まで(優先株式の消却及び準備金)の規定を準用する。この場合において旧債券発行法第十一條第五項中「第一項」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二

十七年法律第 号)附則第十項」と読み替へるものとする。

14 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第十三條中第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四 所屬團體ノ為ニ債務ノ保証ヲ爲スコト
同條に第九号として次の一号を加える。
九 主務大臣ノ認可ヲ受ケ國公共團體又ハ銀行其ノ他ノ金融機關ノ業務ノ一部ヲ代理スルコト
第十七條第一項を次のように改める。

農林中央金庫ハ拂込資本金及出資者勘定ニ屬スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ農林債券ヲ発行スルコトヲ得
第十八條に次の一項を加える。
農林債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得
第十九條第一項中「低利ノ」を削る。

第二十條中「主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」を「其ノ都度其ノ金額及條件ヲ主務大臣ニ届出ツベシ」に改める。

15 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第三十一條を次のように改める。
第三十一條 商工組合中央金庫ハ拂込資本金及出資者勘定ニ屬スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ商工債券ヲ発行スルコトヲ得
第三十四條中「主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」を「其ノ都度其ノ金額

及條件ヲ主務大臣ニ届出ツベシ」に改める。

16 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一條中「銀行法ニ依リ銀行業ノ免許ヲ受ケタル銀行」を「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行」に改める。

17 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
第十八條第一項第一号中「銀行法に規定する銀行」の下に、及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第 号)に規定する長期信用銀行」を加える。

18 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第五條の十三中「銀行等の債券発行等に関する法律」を「旧銀行等の債券発行等に関する法律」に、「第十七條第二項」を「同法第十七條第二項又は長期信用銀行法附則第十三項」に改める。

19 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。
第九十九條第一項中、銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)を削る。
第一百十二條第二項中、「銀行等の債券発行等に関する法律を除く。」を削る。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程せられまし
た長期信用銀行法案の大蔵委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
上げます。

先ず本案の内容について申し上げます
と、第一に、長期信用銀行業務を営も
うとするものは大蔵大臣の免許を受け
なければならぬこととし、且つ資本
の最低額を五億圓と定めようとするも
のであります。第二に、長期信用銀行の
業務は、設備資金又は長期運転資金に
関する貸出を主とし、なお不動産担保
の長期金融のほか、有価証券の応募、
引受その他の業務を認めようとする半
面、預金の受入、短期資金に関する貸
出の制限をしようとするものでありま
す。第三に、資金源として預金の受入
れに代るべきものとして、債券発行に
つき特例を認め、資本及び準備金の二
十倍までを限度として所要資金の確保
を図ろうとするものであります。第四
に、本法の施行に伴い、銀行等の債務
発行等に関する法律を廃止しようとし
るものであります。制度切替の円滑
を図るために所要の規定をしようとし
るものであります。第五に、この法律
の施行は公布後一年以内において適当
な時期に政令で定めることにしよう
とするものであります。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本案の採決をいた
します。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、日
本国との平和條約の効力の発生及び日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障條約第三條に基く行政協定の実施等
に伴い国家公務員法等の一部を改正す
る等の法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。人事
委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十七年五月二十日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

御承知願います。かくて質疑を終り、討
論に入り、小林委員より賛成意見が述

べられ、採決の結果、全会一致を以て
衆議院修正の原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

右御報告申し上げます(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本案の採決をいた
します。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、日
本国との平和條約の効力の発生及び日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障條約第三條に基く行政協定の実施等
に伴い国家公務員法等の一部を改正す
る等の法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。人事
委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十七年五月二十日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

御承知願います。かくて質疑を終り、討
論に入り、小林委員より賛成意見が述

べられ、採決の結果、全会一致を以て
衆議院修正の原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

日本国との平和條約の効力の発
生及び日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障條約第三條に
基く行政協定の実施等に伴い国
家公務員法等の一部を改正する
等の法律

(国家公務員法の一部改正)
第 一 條 国家公務員法(昭和二十二
年法律第二十号)の一部を次の
ように改正する。

第二條第三項第十六号及び第十
七号を次のように改める。

十六 削除
十七 削除

(特別職の職員の給與に関する法
律の一部改正)
第二條 特別職の職員の給與に関す
る法律(昭和二十四年法律第二百
五十二号)の一部を次のように改
正する。

第一條第二十四号を次のように
改める。

二十四 削除

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

(国家公務員共済組合法の一部改
正)
第三條 国家公務員共済組合法(昭
和二十三年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第一條第四号を削り、同條第三
号を次のように改める。

三 日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障條約に基き駐
留するアメリカ合衆国軍隊の
ために労務に服する者

(国家公務員に対する寒冷地手当
及び石炭手当の支給に関する法律
の一部改正)
第四條 国家公務員に対する寒冷地
手当及び石炭手当の支給に関する
法律(昭和二十四年法律第二百号)

の一部を次のように改正する。
第四條を削る。

(政府に対する不正手段による支
拂請求の防止等に関する法律を廃
止する法律の一部改正)
第五條 政府に対する不正手段によ
る支拂請求の防止等に関する法律
を廃止する法律(昭和二十五年法
律第九十号)の一部を次のよう
に改正する。

本則但書中「同法第十一條」を
「同法第十一條(第一号を除く。)」
に改める。

(旧政府に対する不正手段による
支拂請求の防止等に関する法律の
規定の撤廃)
第六條 政府に対する不正手段によ
る支拂請求の防止等に関する法律
を廃止する法律の規定によりなお
その効力を有する旧政府に対する
不正手段による支拂請求の防止等
に関する法律(昭和二十二年法律
第二百七十一号)の第十一條第二号中
「公共事業費」とあるのは「公共事
業に関する経費で命令で定めるも
の」と読み替へるものとする。

(連合国軍の需要に応じ連合国軍
のために労務に服する者等に支拂
うべき給料その他の給與の支拂事
務の処理の特例に関する法律の一
部改正)
第七條 連合国軍の需要に応じ連合
国軍のために労務に服する者等に
支拂うべき給料その他の給與の支
拂事務の処理の特例に関する法律
(昭和二十五年法律第五号)の一部
を次のように改正する。

題名中「連合国軍の需要に応
じ連合国軍のために労務に服す
る者」を「駐留軍労働者」に改め、
本則第一項中「連合国軍の需要
に応じ連合国軍のために労務に

服する者及び公共事業費又は米
国対日見返資金」を「日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障
條約に基き駐留するアメリカ合
衆国軍隊のために労務に服する
者及び公共事業に関する経費で
大蔵大臣が指定するもの」に改
める。

(駐留軍労働者の身分)
第八條 日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障條約(以下「條約」
という)に基き駐留するアメリカ
合衆国軍隊のために労務に服する
者で国が雇用するもの(以下「駐留
軍労働者」という)は、国家公務
員でない。

2 駐留軍労働者は、国家公務員法
第二條第六項に規定する勤務者と
解してはならない。

(駐留軍労働者の勤務條件)
第九條 駐留軍労働者の給與は、そ
の職務の内容と責任に應ずるもの
でなければならない。

2 駐留軍労働者の給與その他の勤
務條件は、生計費並びに国家公務
員及び民間事業の従事員における
給與その他の勤務條件を考慮し
て、調達庁長官が定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
し、第六條の規定及び第七條(公
共事業費に係る改正の部分に限
る)の規定は、昭和二十七年四月
一日から、これらの規定以外の本
則の規定並びに附則第二項及び第
三項の規定は、條約の効力発生
の日から適用する。

2 駐留軍労働者の給與その他の勤
務條件については、調達庁長官が
第九條第二項の規定により定める
までの間は、同項の規定にかかわ
らず、條約の効力発生の日におい

て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

御承知願います。かくて質疑を終り、討
論に入り、小林委員より賛成意見が述

服する者及び公共事業費又は米
国対日見返資金」を「日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障
條約に基き駐留するアメリカ合
衆国軍隊のために労務に服する
者及び公共事業に関する経費で
大蔵大臣が指定するもの」に改
める。

(駐留軍労働者の身分)
第八條 日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障條約(以下「條約」
という)に基き駐留するアメリカ
合衆国軍隊のために労務に服する
者で国が雇用するもの(以下「駐留
軍労働者」という)は、国家公務
員でない。

2 駐留軍労働者は、国家公務員法
第二條第六項に規定する勤務者と
解してはならない。

(駐留軍労働者の勤務條件)
第九條 駐留軍労働者の給與は、そ
の職務の内容と責任に應ずるもの
でなければならない。

2 駐留軍労働者の給與その他の勤
務條件は、生計費並びに国家公務
員及び民間事業の従事員における
給與その他の勤務條件を考慮し
て、調達庁長官が定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
し、第六條の規定及び第七條(公
共事業費に係る改正の部分に限
る)の規定は、昭和二十七年四月
一日から、これらの規定以外の本
則の規定並びに附則第二項及び第
三項の規定は、條約の効力発生
の日から適用する。

2 駐留軍労働者の給與その他の勤
務條件については、調達庁長官が
第九條第二項の規定により定める
までの間は、同項の規定にかかわ
らず、條約の効力発生の日におい

て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

御承知願います。かくて質疑を終り、討
論に入り、小林委員より賛成意見が述

べられ、採決の結果、全会一致を以て
衆議院修正の原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

右御報告申し上げます(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本案の採決をいた
します。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、日
本国との平和條約の効力の発生及び日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障條約第三條に基く行政協定の実施等
に伴い国家公務員法等の一部を改正す
る等の法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。人事
委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十七年五月二十日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

御承知願います。かくて質疑を終り、討
論に入り、小林委員より賛成意見が述

べられ、採決の結果、全会一致を以て
衆議院修正の原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

右御報告申し上げます(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本案の採決をいた
します。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、日
本国との平和條約の効力の発生及び日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障條約第三條に基く行政協定の実施等
に伴い国家公務員法等の一部を改正す
る等の法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。人事
委員長カニエ邦彦君。

て定められている連合国軍の需要に應じ連合国軍のために勤務に服する者(以下「連合国軍労働者」という)の給與その他の勤務条件の例による。

3 連合国軍労働者であつて、條約の効力発生の日において引続き駐留軍労働者となつたものが退職した場合においては、その者が連合国軍労働者として在職した期間に對しては、第九條第二項及び前項の規定にかかわらず、その者が條約の効力発生の日から三十日前に解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなして、国家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十二号)附則第四項の規定を適用して計算した額とその額に對し條約の効力発生の日翌日から退職の日までの日数に應じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

〔カニエ邦彦君登壇、拍手〕

○カニエ邦彦君 只今議題となりました「日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」につきて、人事委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国との平和條約の効力の発生並びにアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴い、日本政府が適用するところの連合国軍労働者について、国家公務員法等の關係法律を整理する必要があること、及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する駐留軍労働者の身分の取扱及び給

與その他の勤務条件の取扱等について、所要の規定を設ける必要があるために、提出せられたものであります。その要旨を申し上げますれば、第一に、駐留軍労働者の今後の身分につきましては、その性格及び使用關係の特殊性に鑑み、国家公務員でないことを明確にしたこと。第二に、駐留軍労働者の給與その他の勤務条件につきましては、調達局長官が各般の事情を考慮して定めること。第三に、連合国軍労働者で平和條約効力後引続き駐留軍労働者となる者に対しては、退職手当を一応計算することとして、その支給は将来駐留軍労働者でなくなつたときに行ひ、平和條約効力の日翌日から退職の日までの日数に應じて一定の率により計算した額を加算することとしたことであるものであります。

本法律案は去る四月二十八日閣内閣より提出せられ五月八日、本委員会に付託せられたものであります。本委員会として建設委員会と連合審査を行ひ、續いて人事委員会の審議を行なつて参つたものであります。

次に審議の経過につき、その概要を申し上げます。質疑の主なるものとしたしましては、駐留軍労働者の身分の關係の問題、給與その他の勤務条件の問題、退職手当支給の問題等でありました。先ず第一に、駐留軍労働者の身分が本法律案第八條により国家公務員でないとして身分の切替を規定していることについて質問に對し「駐留軍労働者は公法上の官吏ではなく、單に政府と雇用關係にあるものであり、特に昨年七月以降、終戦處理事業費の支弁によらぬこととなり、又今回の平和條約発効等によつても国家公務員としての性格がなくなつて来たものである」と旨の答弁がありました。

次に給與關係の問題については、「調達局長官が各般の事情を考慮して定めることになつてゐるが、果してそれだけの実績があり、納得でき得る條件で決定し得る自信があるのか」との質問に對しては、「形式的には調達局長官が定めることになつてゐるが、實際は組合側との協議等によつて、多岐にわたる」と考へ、協議の結果、妥協的な案が認められたならば、日本政府の意見として米國側に折衝することにならうが、日本政府として妥協と認められる給與は当然受入れられるべきものと考へる一旨の答弁がありました。

第三の退職手当については、今回の身分切替に際して即時退職手当を支給すべきではないかと質問に對して、調達局長より、「この点に關しては組合側よりも退職手当即時支給の要望がありましたが、駐留軍労働者は、事實上なお引続き政府の雇用者であることに變りがないという面もあり、その他財政上の問題との調和も考へて、このように規定したものである」と旨の答弁がなされたものであります。

かくて質疑を終了し、討論に入りしましたところ、千葉委員より反對、草葉委員より賛成の討論があり、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

○副議長(三木清君) 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は労働党を代表して本法案に反對いたします。

ろいろの悪影響から、例外措置として間接雇用とし、調達局長官が法律上その給與や勤務条件等を決定するというのがその趣旨であります。併しながら、委員会における質疑によつても明らかなく、その調達局長官の権限は、自己の責任と判定に基いて行われなくてはならず、單なる仲介者としての権限ではないのであります。仲介者を長官にするということによつて、これは間接雇用だという形式がとられたに過ぎないものであります。調達局長官は、駐留軍労働者の意見、要求に基いて、駐留軍当局と折衝し、又駐留軍当局の意思決定に基いて、労働者の身分上、給與上の定めを行うというに過ぎないのであります。これでは一体どこにも直接調達ではないという実態は全然ないと言つても過言ではありません。事実又行政協定のどこにもかかる例外規定は見出し得ないのであります。直接調達は是れが如何に今後の日本経済にとつて盲点になるかという点については、新聞の論議等も一樣にこれを指摘してゐるところであります。これを政府自身にとつても今ではこの協定に對する深刻な反省が生れつつあるところでもあります。アメリカ公契約法である軍需調達規定が日本の国内法や商慣習にそぐわないものであるために、物資、役務、労働を直接調達する際にひどく買ひ叩かれてゐるという状態や、契約が一方的に打切られたり、リネゴシエーション法によつて代金の割戻しを命ぜられたり、検査の基準が遠くために製品全部がはねられたりする例が非常に多いのであります。この間の最近における深刻な事情については、五月三十日附朝日新聞が報道してゐる通りであります。何といつても日本人が外國政府を相手取つて日本で訴訟することができないという

根本的な不備欠陥が、今や隠すことのできない政府の失敗として業界にも深刻な動搖を與へてゐるのであります。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕駐留軍労働者が不利益な取扱を受けた場合、政府が何らの補償も約束しない本法の内容から言へば、本法による労働者が、ひとりの直接調達の悪條件の例外である場合のあり得ないことでは、委員会の質疑の経過でも明らかであります。又本法律によれば、国家公務員という身分でなくなる連合軍労働者に対し退職手当の支給を行わず、将来一年について五分の利子を付して駐留軍労働者でなくなつたときに支拂うというのであります。占領下において、長い間ボツダム宣言の受諾に伴う占領業務の遂行に直接協力して来た駐留軍労働者に対し、政府がみずからの責任においてその利益を確保できる最後の機会にとられたこの退職手当の措置は誠に遺憾な措置と言われなければならないのであります。又審議の過程において満場の失笑を買つたことは、この法律案第八條では駐留軍労働者は国家公務員でないとして規定しながら、同じく第三條では、駐留軍労働者は国家公務員共済組合法を適用しないなどという條項をみずから規定して、駐留軍労働者を国家公務員扱いにしていることでもあります。

これを要するに、本法律案は全然對等どころではない立場で押付けられた行政協定による直接調達の不備、欠陥、不利益を無慈悲に労働者に押付け、而もこの場合には案山子に過ぎない調達局長官を通じて強権的な取扱を可能ならしめる悪法であると言つても過言ではないのであります。尤も今までは皆無ではあります。若しも調達局長官が案山子にならないといふならば、その例外は誠に嬉しい夢物語であります。

〔拍手〕

昭和二十七年六月四日 参議院會議録第四十七号 國際連合への加盟について承認を求めるの件

○副議長(三木治朗君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第四、國際連合への加盟について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(三木治朗君)の報告を求めます。外務委員長有馬英二君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

國際連合への加盟について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月八日
参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤尚武殿

國際連合への加盟について承認を求めるの件
國際連合への加盟について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔有馬英二君登壇 拍手〕

○有馬英二君 只今議題となりました國際連合への加盟について承認を求めるの件につきまして、外務委員会の審議の経過と結果を御報告申し上げます。國際連合は、第二次世界戦争中昭和二十年六月二十六日サンフランシスコ

會議におきまして締結された國際連合憲章により設立された一般的安全保障機構であります。一般的安全保障機構としては、第一次世界戦争を終結した平和條約により設立された國際連盟が最初のものであります。國際連盟は戦争を防止することができず、第二次世界戦争となりましたので、別個の新しい構想による一層強力な國際安全保障機構の設立が要望され、その実現を見たのが國際連合であります。従つて、國際連合は國際連盟の経験をもく取入れてはありますが、一般的安全保障機構として、進歩したもの認められます。その設立の経緯を見ますと、第二次世界戦争のたけなわ頃から、米、英、ソ三國間において一般的安全保障機構の設立について相談が進められていました。その後、イタリヤの降伏後、昭和十八年十月三十日に、米、英、ソ、華の四カ國がモスクワで署名した全般的的安全保障に関する四カ國宣言では、平和機構を樹立する積極的な意向を公式に表明しております。かくして準備が進み、昭和十九年八月二十一日から十月七日までワシントン市のダンバートン・オークスで會議が行われ、平和維持機構の使命、原則、重要な機關について定めた國際連合憲章を作成するよう提案したダンバートン・オークス草案が発表されました。この草案を土台にして、昭和二十年四月二十五日に連合國代表がサンフランシスコに會合し、國際連合憲章を起草し、同憲章は六月二十六日に署名されました。この國際連合憲章は、各國の批准を得て同年十月二十四日に効力を発生し、翌昭和二十一年一月十日にロンドンで第一回の總會を開いて、國際連合は、米、英、仏、ソ、中国の五カ國を切め五十一カ國を以て発足いたしました。

その後九カ國の加盟を承認し、現在六十カ國で構成されております。現在までに加盟申請をした諸國のうちで、旧敵國であるイタリヤ、オーストリア、フィンランド、ブルガリア、ハンガリー及びルーマニアの加盟が実現しておらず、残りばかりでなく、アイルランド、ポルトガル、フランス、ジョルダン、アルバニア、外蒙古、セイロン、ネパール及びリビアの九カ國の加盟も実現しておりません。併し國際連合では、従来加盟申請國の加盟問題を解決するために種々努力が行われております。

政府の説明によりますと、我が國は対日平和條約の前文で國際連合への加盟を申請する意思を宣言し、連合國はこの我が國の意思を歓迎したとしておりますので、政府といたしましては、この平和條約の効力が発生した独立後の今日、速かに國際連合憲章第四條の規定に基いて國際連合への加盟を申請したいので、國際連合憲章及び同意章と不可分の一体をなす國際司法裁判所規程について承認を與えられたいというのであります。なお國際連合の經費は、總會によつて割当てられるところから従つて加盟國が負担することになつております。各加盟國に対する經費割当の基準は各加盟國の國民所得とし、例へば米國は三六・九％、イギリスが一〇・五％、フランスが五・七％となつており、我が國が加盟する場合に、一・六乃至一・七六％で、本年度の年額としては七十六万ドル乃至八十四万ドルが推定されることになるとの趣旨の説明がなされました。

本委員會は、本件が五月八日に付託されて以来、八月、十六日、二十日、二十二日、二十七日、二十九日、三十日と、本月三日との通計八日に亘り、慎重審議をいたしましたのであります。質疑の詳細は議事録に譲りまして、主な点を御説明いたしますと、質疑において最も論議されましたのは次の諸点で、曾々委員より「ソ連が安全保障理事會で拒否権を發動すれば加入が不可能である。今のところ加入は事実上不可能の見通しが強い。一方、加入の場合、國際連合憲章の受諾以外に日本の軍備その他の加盟條件が課せられることも予想されるが、これらについて確たる見通しが無いにもかかわらず、今國會に事前承認を求めるのは如何なる理由によるか」との質問に対して、岡崎外務大臣は「サンフランシスコ條約調印國四十八カ國は大体日本の加入を支持すると予想されるし、ソ連といえどもサンフランシスコ條約について提示した修正案中には日本の國連加入に積極的の反対を示していない。そこで必ずしも加入困難を前提とする必要はない。理論上加入の可能性は十分存在している。加盟條件が他に予想されるものことであるが、憲章以外の條件はないのであります。パナマ、コスタリカは軍備がないが加盟國であり、アイスランドも軍備のないことを加入前に明らかにしているのではありません。政府としては、諸般の見地から、現在加入の意思表示をすることを先決と考えている。拒否権発動の場合の善後策については、現在微妙な問題があるが、十分研究はしている。國連總會において多数或いは三分の二で承認するということも考え方としては成り立つてであろう。政府としては以上の見地から既定方針である。旨の答弁がありました。岡田委員から、國連は現在國争の場所となつて、日本がこれに加入することは、日本と或る國々との關係を悪化することにならないかとの質問に對して、外務大臣は「それは共產黨の宣伝である。正しいことはやらねばならぬ。それをしなければ世界の平和を保てない」旨の答弁がありました。更にソ連との關係について、杉原、兼岩の諸委員より、「ボツダム宣言及び降伏文書が平和條約によつて代られた旨、政府の説明があつたようだが、平和條約の未調印國、批准未了國との關係もさう言えるか」等の質問があり、これに對し外務大臣から「この問題については純法律論では割切れない点もあるが、いろいろ段階があつて、先ず平和條約批准國との關係では、ボツダム宣言、降伏文書の効力は消滅している。又、條約未調印國、未批准國でも、國交回復の措置をとつた國との關係においては同様である。又平和條約に調印した諸國は、日本が降伏條件を履行したと認めたからこそ調印したのであつて、ソ連もこの点を認めたからサンフランシスコ會議に出席したのである。但し特定の條約案に反對であつたから調印しなかつたのである。降伏文書は履行された部分は消滅したのであつて、現在降伏文書の條件で効力を持つてゐるのは、第一に國争をしなないという義務、第二に捕虜送還の義務である。一方、連合國の日本占領状態も終了してゐるので、日ソ關係も現在は占領状態ではなく休戦状態であると考へる。旨の答弁がありました。有馬委員から、國連加盟を申込んでも入れない場合もあり得ると思ふが、その場合、千島、ハボマイ諸島の問題について國連に提訴するかと尋ねましたのに對し、外務大臣は、これは加盟と否にかかわらずできることであるが、あらかじめ諸國の支持を確める要もあり、今直ちに確答はできかねる云々の答弁がありました。更に大山委員から、「政府の國連憲章に對する無批判性は不可解であり、先ず侵略とは如何なる定義によるか、朝鮮問題の

ごときは、同一国内の二つのセクショ
ンが争うことで、侵略とはならないの
ではないか」との質問に対し、外務大
臣は、「国連では侵略の定義を定める
ことを努めたが一致せず、安保理事會
では、そのときに応じて処置すること
となった。侵略の定義を定めること、そ
の裏をかくやり方が出て来ることも考
える必要がある。朝鮮の現状は、中共は
義勇軍が参加しているのだと称してい
るが、その義勇軍が空軍すら所有して
いる事実はまさに平和の脅威である」と
の趣旨の答弁がありました。

次いで討論に入り、大山委員長は、「国
連憲章には侵略の定義がなく、事件が
起つた場合に、多数国の意思で一方が
侵略者と判定される虞れがあること、
朝鮮事変のごときは朝鮮の国内問題に
対する国連の干渉であること、国連へ
の加入は日本を再軍備に引込み、アジ
ア人相争つこととなる虞れがある」と等
の理由を挙げて反対の意見を述べ、會
務委員は、「国連は現状においては不完
全なものではあるが、日本としては徒
らに批判的であつてはならない。むし
ろ進んで平和維持機構として支持すべ
きもの」と考へる。但し政府は、加入
前においても一方的に義務のみを甘受
する態度を捨て、正当な権利は主張
すべきこと、及び、加入が相当長く承
認せられない場合、その間に国連の機
構に重大な変更のあるとき、又は加入
の條件が変更等の場合には政府は政府
の條件に添ふべきである」との留保を
附して賛成され、杉原委員は、「賛成で
ある。但し加入の実現のためには十分
努力すべきで、ソ連の拒否権発動によ
つて加入が実現しない場合の措置をも
考究しておくべきこと、国連との関係
においては義務のみを負うことなきよ
う、殊に国連の活動が今後とも極東に
おいて発動せられる公算が多く、我が

国の運命にも関係するから、加盟前と
いへども日本の要望が容れられるよう
政府は努力せられたいこと、及び、国
連の現状は、軍事、政治上では一応協
力の体形にあるが、経済面では各個獨
立の傾向がある。世界平和は経済の
国際的協力によつて初めて可能と思
うから、政府はこの現状を是正するよう
努力せられたい」と要請されました。
最後に平林委員は、国連加入に當つ
て、戦争犯罪者の処置及び抑留邦人の
帰還について政府の善処を要請して、
賛成の意見を述べられました。

採決に入りましたところ、多数を以
て本件は承認すべきものと決定いたし
た次第であります。
以上御報告いたします。(拍手)

○大山都夫君登壇(拍手)
大山都夫君 議長並びに議場の皆
様、私は第一クラブの同僚諸君の承認
の下に、今日の案件である国際連合へ
の加盟について承認を求めるの件に関
して、私の個人的反対意見を述べること
を許されて、これに立つておるもので
あります。勿論、私は委員会におい
て私の論点を大きく持ち出したので
あります。今それを要約して十五分
間に言つてしまふといふことは、もう
私にとつて非常に不可能なことなので
あります。それはできない。それで
私は、丁度私があのとき持ち出した
論点に対して二、三のかたから反駁
を受けた。そして、その反駁に對し
て私が反駁することを許されなかつた
のであります。その私が反駁を受け
たその点に對して、私の意見をこ
こで述べるのが、この十五分間を利用
する最良の方法と考へるのであります。
それで、私は勿論、国際連合加盟承認
を求める件に對して反対の意見を述べ
るの、少くとも二つの立場からこれ
をすることが出来る。一つは、如何な
る状態の下においても、如何なる事情
の下においても、国際連合に加盟しな
いという立場がある。それからもう一
つは、現在の国際情勢の下において日
本が国際連合に加盟するといふことは
當を得ない、今はその時期でないとい
う、こういう立場がある。私の立場は
後者のほうであつたのであります。即
ち現在の国際情勢に鑑みて、今、日本
がそれに加盟すべきでない。将来或
いは日本が国際連合に加盟するといふこ
とが非常に適当な時期が来るかも知れ
ない。そのときには勿論話が別にな
る。こういう立場から私の意見を述べ
た。そうして、それに対して私はさま
ざまの立場から私の意見を述べた。委
員長の報告にもありました通りに、私

○副議長(三木治朗君) 岩間君、何で
すか。
○岩間正男君 かかる重大な案件に對
しまして、まさに民族のこれは運命を
決するやうな重要案件だと思つたのであ
ります。本議場を見ますといふと、
出席者の数が甚だ少いのであります。
そこで議長において、こういう形での
審議を進められることは甚だ面白く
ないと思ひますので、善処されんこと
を切望いたします。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 暫時休憩いた
します。
午後零時十五分休憩
午後一時十七分開議
○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続
き、これより會議を開きます。
国際連合への加盟について承認を求
めるの件に關し討論の通告がございま
す。順次発言を許します。大山都夫
君。

○副議長(三木治朗君) 岩間君、何で
すか。
○岩間正男君 かかる重大な案件に對
しまして、まさに民族のこれは運命を
決するやうな重要案件だと思つたのであ
ります。本議場を見ますといふと、
出席者の数が甚だ少いのであります。
そこで議長において、こういう形での
審議を進められることは甚だ面白く
ないと思ひますので、善処されんこと
を切望いたします。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 暫時休憩いた
します。
午後零時十五分休憩
午後一時十七分開議
○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続
き、これより會議を開きます。
国際連合への加盟について承認を求
めるの件に關し討論の通告がございま
す。順次発言を許します。大山都夫
君。

は第一には、あの侵略の定義からこの
問題は論議しなければならぬという
ことを言つた。国際連合にはあの侵略
に對して非常にはつきりした定義が設
けられていない。而も或る国の或る行
動を侵略と呼びわつて、それに対して
武力制裁を加えるといふふうな、こ
ういふ重大な結果を含んでおるとい
うことを考へるときに、やはり侵略の定
義といふものはなければならぬとい
う、そういうことを言つた。それから
又、そういうふうな調子で或る国を侵
略者と言ひ、又或る国の或る行動を、
或るときは侵略と言ひ、又或るときは
侵略でないと言ひ、又或るときは
やられるといふと、國際の秩序に非常
な混亂を生ずるといふやうな点も指摘
しておいたのであります。それから又
現在日本が國際連合に加入するとい
う、やはりそういう点からするべ
つたりと再軍備をやる、又戦争の放棄
の條文を廢棄してしまつたり、憲法の
改正にまで迫りやられる、こういう危
険があるといふことも言つた。又、私
は現在のこの國際連合の行動がだんだ
ん反アジア的になりつつある。初めは
反共といふやうなことが非常に注意さ
れたのであります。その反共が延
びて反アジア的になりつつある。だか
ら我々は國際連合に加入する前に、こ
の点を批判しなければならぬといふ
ことも申しました。それから最後に、
あの中共が、中共と言つていいか、中
華人民共和國の代表が、國際連合に参
加することを許されておらない。その
ときに日本が急に國際連合に参加す
るといふことは、まず／＼中国を怒ら
せることになる。そして中国と日本
との了解を非常に困難にしてしまふ。
あの台湾承認、日華條約の締結とい
うことについてさえ日本は中国を憤激せ
しめた。この上、又、當て付けがまし

く國際連合に加入して、一層中国の民
衆を憤激せしめるといふことは、あの
日中貿易といふことが非常に大きな問
題になつてゐる今日、そういうこと
をするのは當を得たものでないとい
ふやうな点をたくさん言つたのであり
ますが、到底今日そういうことは申すべ
ることはできないのであります。た
だ侵略といふ言葉と、それから又あの
内政干渉といふ点において、私に對す
る反駁が、その一部分は岡崎外務大臣
から、又一部分は曾根議員からなされ
たので、その点に對して私の立場をは
つきりしておきたい。こういうふう
に考へております。

○副議長(三木治朗君) 岩間君、何で
すか。
○岩間正男君 かかる重大な案件に對
しまして、まさに民族のこれは運命を
決するやうな重要案件だと思つたのであ
ります。本議場を見ますといふと、
出席者の数が甚だ少いのであります。
そこで議長において、こういう形での
審議を進められることは甚だ面白く
ないと思ひますので、善処されんこと
を切望いたします。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

あゝの國連においてこの侵略に對する
はつきりした概念が定められていない
といふことは、これは岡崎外務大臣も
それを認められたのであります。勿論
一昨年の朝鮮事變が起つてから、殊に
八月に入つて開かれた安保理事會にお
いて、マリック・ソ連代表が侵略の定義
をはつきりと言つた。マリック代表は
いろいろの点を挙げて演説いたしました
が、その中でやはり侵略の定義を言つ
た。そしてマリックは、ソ連が曾つて
一九三三年の國際軍縮會議において侵
略の定義を提出した。それが、その
年、やはり一九三三年中に、國際連
の安全保障問題委員會において十七カ
國によつて賛成されたといふことをは
つきり言つておるのであります。その
十七カ國の中には、イギリス、フラン
ス、アメリカ、それからノールウェー
といつたやうな、國際的に非常に有意
義な立場をとつてゐる、そういう諸國
の名前も見られたのであつて、殆んど
それは國際法としてのその効力を持つ
てゐるものである。たゞ、あの國際連
盟の安全保障問題委員會の代表の、
二、三の代表がそれに対して文句を附
けたので、問題が一九三九年まで引張

られて、とうとうその年にあの戦争が勃発したので、この定義をはつきりきめるといふことがお流れになつてしまつたけれども、併しなが、もう今日、この朝鮮戦争の問題に關連しておるとこの重大な国であるアメリカ、イギリス、それからフランスの代表はそれを認めているのだ。こういう定義を述べたのでありますが、そのマリアの論点に対して、國際連合においては何か反駁もなかつた、賛成もなかつたのでありまして、結局あの國際連合は侵略に対する定義を持つていないといふことになるわけであると思ふのであります。これは非常に重大である。岡崎外務大臣は、一向それは重大でない、いいのだ、こういう論議であつたのであります。侵略に定義がないのはいいのだ。なぜならば國際情勢といふものは刻々變つてゐる。變動してゐる。發展變化してゐるから、國際侵略の概念が固定化しておつたら、その中にズレができる。こういうお話であつたと思ふのであります。併しなが、この侵略を構成してゐる概念が發展變化しないものであるといふことを誰も言つてやしないのであります。そういうことを、そんな馬鹿なことを言つておる者は誰もないのである。いやしくも侵略という言葉を以て以上は、その侵略の定義を持たなくちゃならぬ。そうして、その基礎になるところの國際情勢といふものが絶えず變動し、發展變化するものなら、それに沿うてあの侵略といふことの定義も發展變化しなければならぬものであると我々は考へておるのであります。(その通り)と云ふ者あり(少くとも侵略という言葉を以て以上は、この要素がなかつたら侵略という概念は成り立たないといふ根本概念だけは示さなければならぬのだが、それが國際連合によ

つて示されなかつた。これは非常に重大な問題である。即ち國際連合は、法によらずしてすべてのものを裁断しているといふことを示したものであるといふことになると思ふのであります。現在破防法が論ぜられておるときに、よく言われておつた、あの國家の立法権、司法権、行政権といふものを一つの手に握つてしまふといふことは、これは立憲政治でなくして專制政治だといふことを言われておつたが、國際連合のやり方はまさに專制政治である。否、專制政治以上の專制政治であると思ふのであります。專制政治においてもやはり、例へば由らしむべし知らしむべからずといふことを言つておる。由らしむべしといふのは、結局、法を示さないけれども、法といふものを持つてゐる。法三章といふことを言われておるが、法三章でも法五章でも、とにかく法といふものがあつた。ただそれを皆に示さないだけであるが、併し法に由らしむべしといふのが專制政治であるといふことを言つておるのだが、國際連合が侵略といふことを盛んに用いながらその定義を持たないといふことは、法といふものがないといふことを自白しておるものかと思ふのであります。(拍手)それは確かに無政府主義的な考へである。私は岡崎外相或いは會務議員が無政府主義者であるといふことを今まで聞いたことがなかつたので、そういうお話を聞いたときにはびつくりしてしまつたのであります。そうして、殊にこの民主主義といふことは、法的秩序の上に乘つておる。法的秩序といふものがどんなものであるかといふことを究明することから民主主義の概念が始まらなければならぬので、法的秩序といふことは、それから又民主主義といふことは、離るべからざるものであつて、破防法と

いふような惡法でも、惡法また法なりと言われておるのであつて、法といふものが付きまとうのだが、法といふものがなくて民主主義が成り立つものであるといふ考へに、私は一驚を喫したのであります。あの世界大戦のときに、民主主義の思潮、デモクラシーの思潮が起つて、そのために啓蒙運動が行われてから三十年間になる。その三十年間の月日がたつておるのに、なお今日において日本の指導者を以て自任しておられる人たちの間にこういう考へがあるといふことを知つたときに、私は日暮れて途遠しといふ考へを抱かざるを得なかつたのであります。(拍手)だが、世界平和のために、又民主主義のために、こういう考へがあるといふことは許すべからざるである。その点から私は、あの國際連合にその侵略に対する定義がないのがいいのだ、そのために却つて我々は國際連合を信頼することができるといふ議論には、私はくみすることができないのであります。それからもう一つ、内政干渉といふことに關して、又、私の立場を非難された。誰であつたか、私の立場を非難されたのであります。これはあの朝鮮の戦亂、あれは確かに民族の統一といふことをめぐつて南朝鮮と北朝鮮の間に行われておつた國爭から始まつたものであつたものであつたのであります。明らかにあれは國內における二つのセクシヨンの間における争ひであつた。それに武力干渉を用いるといふことは、確かに内政干渉主義である。ところが、あの國連の憲章を見ると、第二條において内政干渉主義を排斥しておるのであります。この國連憲章における如何なる規定といふことも、この國連に内政干渉の權利を與えるものではないといふことをはつきり言つておるのである。

併しなが、その條文の最後に、但し、この規定は第七章に示しておるところの強制措置をやるというのを妨げるものでないといふ但書がある。その但書を捉へて、得たりかしこと、國連は内政干渉主義を排除するといふ原則を立てておるのだが、その原則を、但書によつてすつかり取り崩しておると、こういう意味の御発言があつたように、私は思ふのであります。これはほんでもない勘違いではないか。初めのはうちに内政干渉主義をはつきりと言つておるのは、あの但書に示されておる原則といふものに對する或る制限を置いたものでありまして、或る國を侵略者と認めて、それに對して武力制裁をするときには、よほど考へなければならぬ、こういうような意味をはつきりされたので、あのときに、會務議員でありましたか、一國の内政に干渉しないといふことは大切であるけれども、併しなが、その國が或る行動をとつておる。それが國際的秩序を害するものであつたらば、それは、國連は直ちにそれに對して武力干渉でも何でもできるというやうなお話であつたやうに思ふが、併しこれは非常に亂暴な議論ではないか。成るほど或る場合には、そういうのは國際的秩序を攪亂するから、それで、それに對して武力行動をとることも又止むを得ないといふやうな、こういう議論が成り立ち得る場合もあるだらうけれども、併しなが、どんな行動でもみんな片端から、これは國際的秩序を素すものだといつてしまつて、それに對して武力干渉を行うといふことは、これは丁度あの侵略の定義をきめないうで侵略者を制裁すると同じやうに、無法な、法がない状態であると思ふのであります。(その通り)と云ふ者あり(それから、殊にあの朝鮮が、南朝鮮、北朝鮮が民族統

一問題を通して争つておるといふことが、それがどうして國際的秩序を素したといふことができるのであるか。それよりも、それに武力制裁を加ふといふことが、本當に國際的秩序を素したものであると我々は考へておるのであります。(拍手)事實さうだ。それで、その結果もさうなつた。事實あの韓國を援助すると言つて、そして武力制裁を加ふやうになつた。一週間か二週間か片付くと言われておつたんだが、二年後の今日に至つても片付いていない。そして朝鮮の全土が破壊された。ただ北朝鮮が破壊されただけじゃない。南朝鮮は援助されたはずだが、併しなが、南朝鮮の上にも爆弾が飛び、大砲が鳴り、又兵隊がそれを蹂躪してしまふ。そして百万以上、正確な数は知らないけれども、百万以上、或いは幾百万の朝鮮人全体が、或いは殺され、或いは傷つき、或いは家を失ひ、或いは西に東に浮草のやうにさまよつておる。そうして、もう今日、朝鮮の山河といふものは荒れ果ててしまつて、見るに堪えないやうな状態になつて来て、朝鮮人は有史以來のこの國民的悲劇を嘗めておるのであるが、こういうやうな結果を持ち來たその國連軍の武力干渉といふものが、國際的秩序を素していないものかと思ふ、一体何が國際的秩序を素することができるといふ問題が生ずるのであります。そういう問題に我々は考へておるのであります。(議長、時間)と云ふ者あり(それからもう一つは、あの國連憲章の二十七條にある手続法がすつかり蹂躪されてしまつておる。國際連合においては、重要な問題に關しては、國際連合の安保理事會を構成しておる十一カ國のうち七カ國の賛成投票がなければならぬので、その中で殊に重要な、重大問題に關しては、常任理事國

を構成してある五カ国の賛成投票がなければならぬという規定があるのでありますが、あの国連の武力干渉をするということをきめた安保理事会においては、そういうような七カ国のその賛成投票がなかった。第一に、中華人民共和国の代表者は正式の代表でないと言つて承認せられておらない。そういうようなわけで、この安保理事会が合法的に成り立たないという理由によつて、ソ連の代表はそれに行かなかつた。ただ、あの七カ国の投票というものが、これは英米仏或いはエクアドルとか、そのほかの国、殊にあの非合法に安保理事会に出席した中国国民党の議員、チャン・カイン・フーとかジョー・テ・フー(蔣廷黻)というのか知りませんが、そういう人、即ち非合法にそこに参列してゐる人の投票を入れて、やつと七カ国でできたのである。あの手続法というものは非常に重要なものであると思つたのだが、これが白晝公然と蹂躪されておる。その方法が果して公正であるか。又これが国際的秩序というものを紊さないものであるかということに對して、私はお答えを得たいのであります。(拍手)

それから又もう一つは、北鮮に對して、平和の破壊者であるとか或いは侵略者のレッテルを貼り付けようとするときには、そういうことをきめる事実というものがなければならぬのであります。調査が行われなければならないのであります。国連の朝鮮委員会の報告に基いて、そうした、大体議事がきまつたようでありましたが、併しながらあの国連朝鮮委員会というものの報告が信頼できないということは言うまでもないことなんだであります。初めからもう北鮮を侵略者ときめてかかろうとしておる。国連の選出した委員会なんだが、そこから公平な報告が生れるはずはない。あの時に公平な報告を得ようと思つたら、先ず北鮮の委員会と南鮮の委員会とを対決せしめて、両方それぞれ自分たちの立場から物を言わしめて、それから判断すべきはずであつて、又北鮮のほうはその準備をしておつたのであります。併しながら国連においては北鮮の委員会を呼ぶと都合が悪いと思つたのであります。南鮮の委員会の言うことだけは聞いたが、最も大切な北鮮委員会の言うことを聞こうとしないで、北鮮委員会をしてあの国連に寄せ付けたのであります。こういう手続によつて本當に公平な判断がなされるか。我々東洋人は、昔から片言片語を聞かすというやうな、こういうことを信條としておるんだが、併しながらこれは東洋人だけに適用すべき一つの原則ではないのであります。公平の原則ではないのは世界的に効力のある原則であるというものを我々は信じておるのであります。が、国連は……

○議長(佐藤尚武君) 大山君、結論を早く。結論に達して下さい。
○大山(都夫君) 総論でそれではそういうことにします。公平の原則を無視しておるという点、これは非常に重大な問題であると思つておられます。それから、それ以外の論点も非常に重大であつて、ここで申上げたいが、今お聞きの通り、もう時間が来たと言われたのであります。……だが併し、私の意見はあの委員会において比較的詳細に述べておいたはずでありますから、だからそれを参照して頂きたい。殊に現在日中貿易というものが非常に重大な問題になつておるときに、日本が如何なる基礎によつて自由に日中貿易に従事することを主張する権利があるかということに關して、私はポツダム宣言並びにポツダム宣言のあの十一項の基礎になつた大西洋憲章の第四項を引いて詳細に論じておいたと思うのであります。これは現在のこの状態の下において非常に重大な意味を持つておるのであるが、現在国連連合に加入するということは、これらの原則を日本みずから否定するやうなことになる。そういう結果を持ち来たことになる。そういう理由によつて、これらの理由によつて、私は現在この国連連合に加入するというのは、その時機ではない。将来国連連合がもつと常設に立ち寄り、そして又當然あの国連連合の安全保障理事会に合法的に参加する権利を持つておる中共の参加を認め、又今日盛んに現われておる反アジア的の行動を憤しむ、それから日本を反共の防壁にするとかいふやうな、あの世界人権宣言を無視したやうな、そういう原則をつかひ引つておる。……つて、本當に国連憲章に記してあるやうな機能を盡すことができるやうになつたときには、日本は喜んで国連に参加しなければならぬと思つて、そのときまで国連に参加することは不適当である。私はそういう議論を持つておるのであります。……と、かくそういう立場から私はこの議論を進めたというところをここに報告いたしまして、私のこの発言を終らうとするものでございす。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 金子洋文君。
○金子洋文君(登壇、拍手) 金子洋文君。私は日本社会党第四控室を代表いたしまして二つの條件を付して本案に賛成いたします。
その第一の條件は、日本国憲法を尊重するということでありまして、御承知のやうに、国連へ加盟いたしますと、国連憲章の規定によりまして、必要の場合には兵力を持ち得ることになつております。従いまして、国連へ加盟した国は、国連の要請がある場合にはこれに協力しなければならぬということになつております。ところが日本国憲法は第九條において戦争を放棄し、軍備を持たないことになつております。従つて、可能な協力はその規定上當然としまして、軍事的協力は憲法を厳守する立場からしまして絶対に反対しなければならぬと思つておる。朝鮮動乱を例にとつてみますと、国連の要請に従つて軍事的協力をしておる国は、決して賛成した五十数カ国のうち僅かに十七カ国であります。従いまして、日本が国連に加盟した場合を考へまして、日本の憲法を重んじて軍事的協力をしないので済むことは岡崎外務大臣も明らかに述べていることでありまして、第二の條件は、国連の統一強化を希望することでありまして。この点、我々の考へ方と政府の考へ方と鋭く対立しておるのであります。……現在、国連は、国連本来の平和的機能を失つておりました。片寄つた活動と運営をしてゐることは衆目の見るところであります。従つてこうした不具の状態にある国連をそのまま承認して国連に加盟することは、不具の状態に拍車する結果となるのであります。岡崎外務大臣は委員会の答弁におきまして、若しもソ連が日本の加盟に對して拒否権を行使した場合、ソ連が悪いのだと、一方的にきめておるのであります。……かような反國際的な考へ方こそが国連の平和的機能を禍にするものであり、みずから好んでソ連の拒否権を望むに等しい言動と思つておる。(その通り)と呼ぶ者あり

我々は国連の統一強化を強く要望し、まして、本案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 曾根益君。
○曾根益君(登壇、拍手) 曾根益君。私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、国連連合への加盟に對して承認を求めるの件に對して賛成の意向を表明するものでございす。

国際連合は、すでに御承知のやうに、國際の平和及び安全を維持すること、更と經濟的社會的國際問題の解決などの目的を以て作られましたところの機關でございます。(「看板倒れ」と呼ぶ者あり)これに對しては日本の参加は、すでにサンフランシスコ條約においてもはつきりと意向を表明してゐるのであります。現在、國際連合の機構並びに機能につきましては必ずしも十全でない。この点は確かにあると思つておる。……(「憲章違反だ」と呼ぶ者あり)併しながら、だからと言ひまして、國際連合の機能に對して重大な批判的立場をとり、従つてこれに對して加入に反対、それが條件付反対であるか總體的反対であるかは別といたしまして、かような言動があるものであります。……私はこの点は、多くの議論はすでに誤まつてゐるものだといふことを委員会においても詳細に論議したのであります。……その極く一端を申上げてみたいと思つておる。

先ほどの大山議員の御討論にもありましたが、國際連合が侵略の定義がない、従つてさうであるのに対して加盟することには危険である、これは法がないから無政府であり無秩序である、かような点も論議されてゐるのであります。……これは実は非常におかしなことでありまして、國際連合の目的にはつきり現れております。……に、國際連合はただ單に侵略行為に對してのみ措置するものではないのであります。第

昭和二十七年六月四日 参議院會議録第四十七号 國際連合への加盟について承認を求める件

一〇二八

一條にもありません。よって「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為」が、かようなものを一体に考へてゐるのであります。又第三十九條のいふゆる第七條の制裁等に関する規定におきましては、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為、かように侵略行為といふものだけを一つ單獨に切り離して取上げて行くというやり方はしておられないのであります。これは誠に侵略行為そのものの定義ということが如何にむずかしいか、これを下手に定義いたしますと、却つてその裏をかくような行為が行われるという悲しむべき國際的事実から起つた当然のことでございます。従つて侵略行為に関するはつきりした具體的な國際法ができておらない。これは必ずしも國際連合の罪でも何でもありません。世界情勢の然らざるゝところであつて、而も國際共產陣營の政略そのものが内乱にかこつた恰好による國際侵略を行なつてゐる。かような事実からいいたしましても、侵略といふことを固定的に定義づけることは却つて危険である。(拍手)「こじつけだよ」と呼ぶ者あり。かような悲しむべき現実にあるのであります。従ひまして、私たちはさうな形式論からの國際連合不信用論には断固として賛成できないのであります。

更に又、いま一つの問題は、内乱と侵略との關係でございます。すでに申し上げましたように、最近の言葉では、日本の正式にきめられた條約においてすら、間接侵略、かような言葉すら使つてゐるというものがこれ又悲しむべき現実であります。かようなわけでありまゝから、國際連合の憲章第二條におきましては、本質上、國內管轄権内の事項に対しては、國際連合は不干渉であるといふことをきめておる。本質上、國內事項、ここに一つの問題

がある。多くの問題は國內的には國內事項に見え、而も實際上は國際的の關係を持つてゐることがあるのであります。従つて、本質上國內事項といふものは、必ずしも同時に國際事項の性質を除外するものではないのであります。従ひまして、かような場合におきましては、第二條の第七項の但書において、第七章の強制措置の適用を排除しない。いわゆる國內措置と認められ、平和の攪乱のごとき場合、朝鮮のごとき場合、「子供だました」と呼ぶ者あり。かかる場合に、國際平和の破壊として國連が容認すれば、その機關の意思の決定に従ひまして強制措置をとることができる。これこそ我が國國際連合にむしる信頼をするゆゑであるといふことを申し上げたいのであります。(その通りと呼ぶ者あり、拍手)

私はかように申し上げまして、更に又、只今金子君の留保條件を伺ひましたが、これも一方においては國連に参加すると言ひながら、現在國連の統一強化を希望する、國連は現在平和的機能の失つてゐる——平和的機能を失つてゐる國連に対してどうして参加するのである。私はかような態度は全然意味をなさない。國連の機能及び機構、或いは運営が不十分であればこそ、日本がアジアの一国としてこれに参加して、その方向を正しく向けて行くということが我々の目的でなければならぬ。ただ國連の機能が平和的機能を失つてゐる、だから失ふことを統一に向けてやるといふことを條件として加入するといふことは、およそ私は矛盾に満ちた御議論だと思ふのであります。

さて、私はかように申し上げましたところで、決して政府のような態度を支持するものではないのであります。(もろ、たくさんだよ、それでいいよ)「十分分かれ」終つた。と呼ぶ者あり。現在政府の態度は、すでに委員長のお報告にもありましたように、國連にまだ参加してゐないのに、いわゆる参加とは極めて熱心であるのであります。(拍手)従ひまして、例へて申し上げるならば、現在國際連合軍の軍隊が日本にございまして、この國際連合軍との協定、これをどうするかというやうな問題につきましても、政府は何らこれを進めておられない。果して政府は今議會中にこの問題を處理いたしまして國會に協定の承認を求めるだけの誠意があるかどうかは甚だ疑問である。更に又、國際連合のいふゆる集團的制裁の問題に關しまして、私たち日本社會黨第二控室は、決して我が國連の北鮮或いは中共に対する制裁に対して協力することに反対ではないのであります。併しながら、この共同制裁の問題につきましても、御承知のように、昨年の國際連合の總會におきまして作られた集團的措置委員會、かようなものが報告書を出してございまして、日本政府にもこの報告書は傳達されてゐるのであります。これを見ましても、「集團的經濟的措置の計画に當つて、その犧牲の異なる負担に對して考慮が拂われなければならない。且つ個々の國に對する過重な、重過ぎる困難を減少するために適當な措置がとられなければならない。侵略に對する國際連合の行動から生ずる全負担が広く均等に配分されることを望ましい」。かようなことを書いておられます。即ち集團保障には賛成であるけれども、經濟的に、日本が中共に對する制裁に参加することによつて、他の國よりも一層大きく、不平等に過重な負担を受けるといふことに對しては、さうなでこぼこは當然に自主的外交によつてこれを

直して行くべきではないか。かような點に關して岡崎外務大臣の発言は、日本が中共制裁の十字軍の先頭に立つて一番嚴重なことをやる、かようなことを言つておられるのは、私は非常な誤りではないか。要するにこれらの點に關しまして、政府が國連加入或いは國連支持に關する義務を負ふことばかりに熱心であつて、當然の公平な原則に基いた權利を主張するのに基いた物足りない。これらの點は直して行かなければならないと存するのであります。我が國連に加入するものも、誠にさうな意味から、國際の平和、極東の平和、或いは國際間の經濟的問題のよりよき打開のために、日本の正しい意向を十分に反映せんがために、これを要求するのであつて、ただ一方の、あなたに任せ、國連の機關が決定するものを、ただそれを恐れ畏んでこれを受け難いで行くといふのは、我々のとるべき態度ではないことは申すまでもないのであります。(拍手)

第二十七までの陳情を一掃して、議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

に關する請願であります。その趣旨は、姫路市は国鉄の当初の改良計画に基きまして都市計画を對立しておるの

日皇第二十二は、甲府、長野両県間

おきましてすでに成立いたしておるの
であります。

カ合衆国との間の安全保障條約第三

昭和二十七年六月四日 参議院會議録第四十七号

い 国家公務員法等の一部を改正する等の法律案
一、日程第四 国際連合への加盟について承認を求めるの件
二、日程第五乃至第二十の諸願
三、日程第二十一乃至第二十七の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君	議員 藤野 繁雄君
副議長 三木 治朗君	議員 早川 慎一君
	議員 中山 福蔵君
	議員 常岡 一郎君
	議員 伊達源一郎君
	議員 竹下 豊次君
	議員 高瀬莊太郎君
	議員 高木 正夫君
	議員 島村 軍次君
	議員 小宮山常吉君
	議員 楠見 義男君
	議員 河井 彌八君
	議員 柏木 康治君
	議員 小野 哲君
	議員 奥 むめお君
	議員 岡部 常君
	議員 井上なつゑ君
	議員 石黒 忠篤君
	議員 赤木 正雄君
	議員 山川 良一君
	議員 島津 忠彦君
	議員 岡田 信次君
	議員 玉柳 實君
	議員 九鬼紋十郎君
	議員 郡 祐一君
	議員 岡崎 眞一君
	議員 加藤 武徳君
	議員 植竹 春彦君
	議員 古池 信三君
	議員 山縣 勝見君
	議員 石川 榮一君
	議員 小杉 繁安君
	議員 山本 米治君
	議員 城 義臣君
	議員 楠瀬 常猪君
	議員 廣瀬與兵衛君
	議員 大矢半次郎君
	議員 中川 幸平君
	議員 青山 正一君
	議員 上原 正吉君
	議員 森 八三一君
	議員 結城 安次君
	議員 飯島連次郎君
	議員 伊藤 保平君
	議員 梅原 眞隆君
	議員 岡本 愛祐君
	議員 尾崎 行雄君
	議員 加賀 操君
	議員 加藤 正人君
	議員 河井 彌八君
	議員 池田宇右衛門君
	議員 駒井 善平君
	議員 油井賢太郎君
	議員 中山 壽彦君
	議員 岩沢 忠恭君
	議員 栗栖 勉夫君
	議員 大屋 晋三君
	議員 黒川 武雄君
	議員 石坂 豊一君
	議員 大隈 信幸君
	議員 成瀬 暢治君
	議員 清澤 俊英君
	議員 小林 孝平君
	議員 若木 勝蔵君
	議員 石原幹市郎君
	議員 梅澤 錦一君
	議員 深川タメエ君
	議員 内村 清次君
	議員 紅露 みつ君
	議員 松浦 定義君
	議員 羽生 三七君
	議員 荒木正三郎君
	議員 三好 始君
	議員 栗山 良夫君
	議員 中田 吉雄君
	議員 三橋八次郎君
	議員 三輪 貞治君
	議員 重盛 壽治君
	議員 木内キヤウ君
	議員 境野 清雄君
	議員 横尾 龍君
	議員 泉山 三六君
	議員 西田 隆男君
	議員 木内 四郎君
	議員 白波瀬米吉君
	議員 北村 一男君
	議員 林屋龜次郎君
	議員 前之園喜一郎君
	議員 海井治三郎君
	議員 溝淵 春次君
	議員 有馬 英二君
	議員 平沼彌太郎君
	議員 長島 銀蔵君
	議員 竹中 七郎君
	議員 菊田 七平君
	議員 園 伊能君
	議員 安井 謙君
	議員 鈴木 恭一君
	議員 高橋進太郎君
	議員 石村 幸作君
	議員 秋山俊一郎君
	議員 杉原 荒太郎君
	議員 西川甚五郎君
	議員 入交 太蔵君
	議員 重宗 雄三君
	議員 堀越 儀郎君
	議員 三浦 辰雄君
	議員 宮城タメエ君
	議員 川村 松助君
	議員 小島 英三君
	議員 徳川 頼貞君
	議員 仁田 竹一君
	議員 大谷 登彌君
	議員 木村 守江君
	議員 西山 亀七君
	議員 深水 六郎君
	議員 草葉 隆國君
	議員 左藤 義詮君
	議員 黒田 英雄君
	議員 中川 以良君
	議員 寺尾 豊君
	議員 溝口 三郎君
	議員 前田 穰君
	議員 小野 義夫君
	議員 大野木秀次郎君
	議員 宮田 重文君
	議員 宮本 邦彦君
	議員 松本 昇君
	議員 鈴木 直人君
	議員 長谷山行毅君
	議員 堀 未治君
	議員 愛知 揆一君
	議員 平林 太一君
	議員 平沼彌太郎君
	議員 有馬 英二君
	議員 溝淵 春次君
	議員 海井治三郎君
	議員 前之園喜一郎君
	議員 林屋龜次郎君
	議員 北村 一男君
	議員 白波瀬米吉君
	議員 木内 四郎君
	議員 西田 隆男君
	議員 泉山 三六君
	議員 横尾 龍君
	議員 境野 清雄君
	議員 木内キヤウ君
	議員 重盛 壽治君
	議員 三輪 貞治君
	議員 三橋八次郎君
	議員 中田 吉雄君
	議員 栗山 良夫君
	議員 三好 始君
	議員 荒木正三郎君
	議員 羽生 三七君
	議員 松浦 定義君

松原 一彦君	高田なほ子君
森崎 隆君	吉田 法晴君
和田 博雄君	山崎 恒君
深川榮左エ門君	岩男 仁蔵君
菊川 孝夫君	河崎 ナツ君
一松 定吉君	堀木 鎌三君
岡村文四郎君	木下 源吾君
金子 洋文君	野澤 勝君
須藤 五郎君	岩間 正男君
兼岩 傳一君	千葉 信君
水橋 藤作君	鈴木 清一君
大野 幸一君	上條 愛一君
千田 正君	東 隆君
田中 一君	山田 節男君
大山 郁夫君	羽仁 五郎君
西園寺公一君	矢嶋 三義君
村尾 重雄君	永井純一郎君
吉川末次郎君	カニエ邦彦君
佐々木良作君	小林 亦治君
松永 義雄君	山下 義信君
赤松 常子君	伊藤 修君
曾祿 益君	下條 恭兵君
松浦 清一君	片岡 文重君
國務大臣 岡崎 勝男君	通商産業大臣 高橋龍太郎君
外務大臣 中村 文彦君	調達庁事務部長 石原幹市郎君
外務政務次官 西村 直巳君	大蔵政務次官 野原 正勝君
農林政務次官 松尾泰一郎君	通商産業省 松尾泰一郎君

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

(送料別)

発行所

東京新聞社
印刷所
東京新聞社
電話九段四三三番
東京一九〇〇番